◇二次利用又は二次成果物の提供の流れ

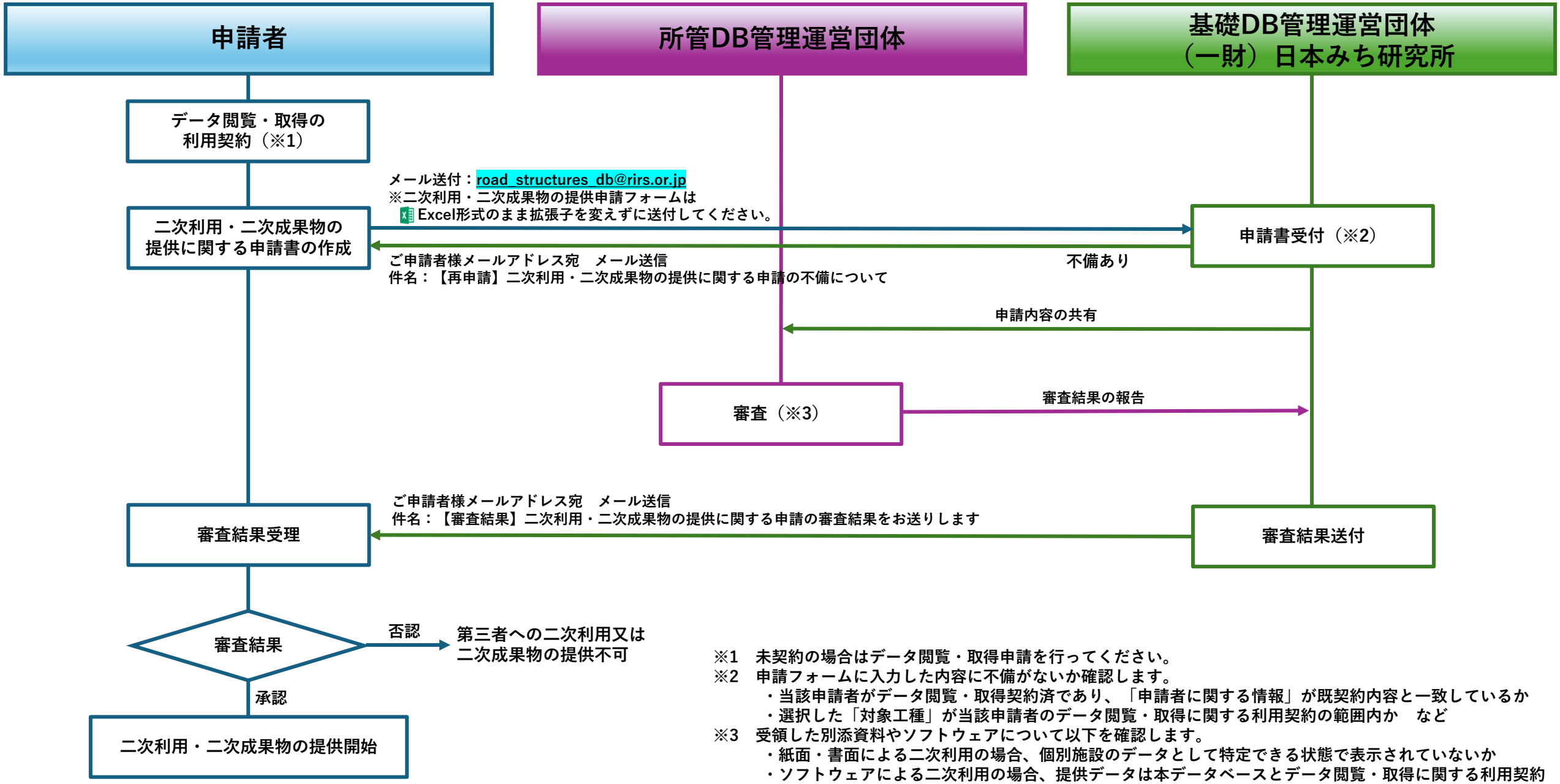

※1　未契約の場合はデータ閲覧・取得申請を行ってください。
※2　申請フォームに入力した内容に不備がないか確認します。
　・当該申請者がデータ閲覧・取得契約済であり、「申請者に関する情報」が既契約内容と一致しているか
　・選択した「対象工種」が当該申請者のデータ閲覧・取得に関する利用契約の範囲内か　など
※3　受領した別添資料やソフトウェアについて以下を確認します。
　・紙面・書面による二次利用の場合、個別施設のデータとして特定できる状態で表示されていないか
　・ソフトウェアによる二次利用の場合、提供データは本データベースとデータ閲覧・取得に関する利用契約を締結している第三者の利用契約の範囲内に限定されているか、あるいは限定できるか
　・ソフトウェアによる二次成果物の提供の場合、個別施設のデータとして特定できない状態となっているか